

(別添)

農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱別表の農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件

第1 平成30年度措置に係る被災農業者追加支援対策（災害関連資金）の利子助成対象要件

農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表18(3)から(8)までの農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件は、次の1から4までのいずれかに該当する者であることとする。

1 平成30年5月20日から平成30年7月10日までの間の豪雨及び暴風雨

当該災害により被害を受け、資金を必要とする農業者等であって、その主要な事業用資産について、当該災害の影響により浸水、流出、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長から受けたもの

2 平成30年6月28日から平成30年7月8日までの間の豪雨及び暴風雨（平成30年7月豪雨）

資金（設備資金を除く。）を必要とする農業者等であって、その生産物（その加工品を含む。）について、当該災害の影響により事業活動の継続が困難となった取引先の事業活動に概ね5割以上依存していること又は概ね2割以上依存し次のいずれかの要件を満たすことの確認を融資機関から受けたもの

(1) 対象資金の借入れの申込みまでの2か月の売上額、受注額又は生産量等（出荷量・販売量・取引量）が当該災害前の直近年同期に比して3割以上減少していること又は経営費が3割以上上昇していること。

(2) 当該災害後の年間売上額、年間受注額又は年間生産量等が当該災害前の直年に比して1割以上減少すると見込まれること又は年間経営費が1割以上上昇すると見込まれること。

なお、依存の程度、売上額、受注額又は生産量等の確認は、融資機関が融資審査において行うものとする。

3 平成30年北海道胆振東部地震

当該災害により被害を受け、資金を必要とする農業者等であって、その主要な事業用資産について、当該災害の影響により滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長から受けたもの

4 平成30年9月28日から10月1日までの間の暴風雨

当該災害により被害を受け、資金を必要とする農業者等であって、その主要な事

業用資産について、当該災害の影響により浸水、流出、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長から受けたもの

第2 令和元年度措置に係る被災農業者追加支援対策（災害関連資金）の利子助成対象要件

実施要綱別表20の1(3)から(8)までの農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件は、次の1から9までのいずれかに該当する者であることとする。

1 平成30年5月20日から7月10日までの間の豪雨及び暴風雨

当該災害により被害を受け、資金を必要とする農業者等であって、その主要な事業用資産について、当該災害の影響により浸水、流出、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長から受けたもの

2 平成30年6月28日から7月8日までの間の豪雨及び暴風雨（平成30年7月豪雨）

資金（設備資金を除く。）を必要とする農業者等であって、その生産物（その加工品を含む。）について、当該災害の影響により事業活動の継続が困難となった取引先の事業活動に概ね5割以上依存していること又は概ね2割以上依存し次のいずれかの要件を満たすことの確認を融資機関から受けたもの

(1) 対象資金の借入れの申込みまでの2か月の売上額、受注額若しくは生産量等（出荷量・販売量・取引量）が当該災害前の直近年同期に比して3割以上減少していること又は経営費が3割以上上昇していること。

(2) 当該災害後の年間売上額、年間受注額若しくは年間生産量等が当該災害前の直近年に比して1割以上減少すると見込まれること又は年間経営費が1割以上上昇すると見込まれること。

なお、依存の程度、売上額、受注額又は生産量等の確認は、融資機関が融資審査において行うものとする。

3 平成30年北海道胆振東部地震

当該災害により被害を受け、資金を必要とする農業者等であって、その主要な事業用資産について、当該災害の影響により滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長から受けたもの

4 平成30年9月28日から10月1日までの間の暴風雨

当該災害により被害を受け、資金を必要とする農業者等であって、その主要な事業用資産について、当該災害の影響により浸水、流出、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長から受けたもの

5 令和元年6月6日から7月24日までの間の豪雨及び暴風雨

当該災害により被害を受け、資金を必要とする農業者等であって、その主要な事業用資産について、当該災害の影響により浸水、流出、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長から受けたもの

6 令和元年8月13日から9月24日までの間の暴風雨及び豪雨

当該災害により被害を受け、資金を必要とする農業者等であって、その主要な事業用資産について、当該災害の影響により浸水、流出、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長から受けたもの

7 令和元年10月11日から同月26日までの間の暴風雨及び豪雨

当該災害により被害を受け、資金を必要とする農業者等であって、その主要な事業用資産について、当該災害の影響により浸水、流出、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長から受けたもの

8 令和元年10月11日から同月14日までの間の暴風雨及び豪雨（令和元年台風第19号）

資金（設備資金を除く。）を必要とする農業者等であって、その生産物（その加工品を含む。）について、当該災害の影響により事業活動の継続が困難となった取引先の事業活動に概ね5割以上依存していること又は概ね2割以上依存し次のいずれかの要件を満たすことの確認を融資機関から受けたもの

(1) 対象資金の借入れの申込みまでの2か月の売上額、受注額若しくは生産量等（出荷量・販売量・取引量）が当該災害前の直近年同期に比して3割以上減少していること又は経営費が3割以上上昇していること。

(2) 当該災害後の年間売上額、年間受注額若しくは年間生産量等が当該災害前の直年に比して1割以上減少すると見込まれること又は年間経営費が1割以上上昇すると見込まれること。

なお、依存の程度、売上額、受注額又は生産量等の確認は、融資機関が融資審査において行うものとする。

9 新型コロナウイルス感染症

資金を必要とする農業者等であって、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）の影響により、経営に影響が発生していること等を新型コロナウイルス感染症の影響状況確認表（別記様式）で融資機関が確認できたもの（実施要綱別表20の1(3)及び(6)から(8)までの利子助成対象資金に限る。）

第3 令和2年度措置に係る被災農業者追加支援対策（災害関連資金）の利子助成対象要件

実施要綱別表20の2(3)から(13)までの農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者は、次の1から5までのいずれかに該当するものとする。ただし、1から3については、農業経営基盤強化資金実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知）第3の2の（7）の資金並びに経営体育成強化資金実施要綱（平成13年5月1日付け13経営第303号農林水産事務次官依命通知）第2のIIに定める資金及び経営体育成強化資金実施要綱（平成13年5月1日付け府沖振第277号内閣府沖縄振興局長通知）第2のIIに定める資金を受けるものを除く。

1 令和元年8月13日から9月24日までの間の暴風雨及び豪雨（災害関連資金）

当該災害により被害を受け、資金を必要とする農業者等であって、その主要な事業用資産について、当該災害の影響により浸水、流出、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長から受けたもの

2 令和元年10月11日から同月26日までの間の暴風雨及び豪雨（災害関連資金）

当該災害により被害を受け、資金を必要とする農業者等であって、その主要な事業用資産について、当該災害の影響により浸水、流出、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長から受けたもの

3 令和元年10月11日から同月14日までの間の暴風雨及び豪雨（令和元年台風第19号）（災害関連資金）

資金（設備資金を除く。）を必要とする農業者等であって、その生産物（その加工品を含む。）について、当該災害の影響により事業活動の継続が困難となった取引先の事業活動に概ね5割以上依存していること又は概ね2割以上依存し次のいずれかの要件を満たすことの確認を融資機関から受けたもの

(1) 対象資金の借入れの申込みまでの2か月の売上額、受注額若しくは生産量等（出荷量・販売量・取引量）が当該災害前の直近年同期に比して3割以上減少していること又は経営費が3割以上上昇していること。

(2) 当該災害後の年間売上額、年間受注額若しくは年間生産量等が当該災害前の直近年に比して1割以上減少すると見込まれること又は年間経営費が1割以上上昇すると見込まれること。

なお、依存の程度、売上額、受注額又は生産量等の確認は、融資機関が融資審査において行うものとする。

4 新型コロナウイルス感染症（災害関連資金）

資金を必要とする農業者等であって、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）の影響により、経営に影響が発生していること等を新型コロナウイルス感染症の影響状況確認表（別記様式1）で融資機関が確認できたもの（新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項の政令で定める日を定める政令（令和2年政令第45号）で定める日までに融通された実施要綱別表20の2(3)及び(6)から(9)までの利子助成対象資金に限る。）

5 新型コロナウイルス感染症（反転攻勢関連資金）

資金を必要とする農業者等であって、新型コロナウイルス感染症による経営環境変化に対応して、新たに取り組む販路拡大や省力化等の反転攻勢に係る計画（別記様式2）を作成し、その計画の達成が見込まれると融資機関が確認できたもの（実施要綱別表20の2(10)から(13)までの利子助成対象資金に限る。）

附 則（令和2年3月30日元経営第3240号）

この通知は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月30日2経営第344号）

この通知は、令和2年4月30日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

(別記様式 1)

新型コロナウイルス感染症の影響状況確認表

農業協同組合
信用農業協同組合連合会
農林中央金庫 支店
銀行 支店
信用金庫 支店
信用協同組合 店
株式会社日本政策金融公庫 支店
沖縄振興開発金融公庫 支店

御中

年 月 日

住所
氏名

農業経営に対する新型 コロナウイルス感染症 の影響状況	(可能な限り具体的に記載ください。)
確認結果 (融資機関が記入する)	適 · 否

(別記様式2)

経営展開計画（兼取組確認表）
(新型コロナウイルス感染症に係るもの)

農業協同組合
信用農業協同組合連合会
農林中央金庫 支店
銀行 支店
信用金庫 支店
信用協同組合 店
株式会社日本政策金融公庫 支店
沖縄振興開発金融公庫 支店

御中

年 月 日

住所
氏名

新型コロナウイルス感染症 により想定される影響	(可能な限り具体的に記載ください。)
上記影響に対応するため に行う取組内容の概要	
確認資料	
確認結果 (融資機関が記入する)	適・否

